

広島県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

| | | |
|----------------------------------|---|-----------|
| 会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員 | 解 除 し た 事 務 | 解除した年月日 |
| 広島県立広島工業高等学校に所属する次の職員 前 田 利 治 | 当該出納員の所属する廃の会計事務（法第七十条第二項第二号及び第七号に規定する会計事務を除く。） | 平成二〇年四月一日 |